

**貨物概要**

パーシモンをゴルフクラブヘッドのおおよその形状に粗削りしたもの。  
輸入後にさらに加工されゴルフクラブヘッドとなる。

**分類**

関税率表第 9506.39 号（統計番号 9506.39-000）のその他のゴルフクラブ

**分類理由**

完成品のおおよその形状を有しているゴルフクラブヘッドのブランクと認められますので、関税率表の解釈に関する通則 2 を適用し、ゴルフクラブヘッドとして分類することになります。ゴルフクラブヘッドはゴルフクラブの部分品で、第 95 類注 3 の規定によりゴルフクラブが属する項に属することから、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）